

平成20年度一般会計決算

総額

564

る旨の質問や、「市税の賦課徴収その他金銭に関するもの」を「市民参画の対象としないことができる」規定と、「市民参画の方法」のうち、「1つやれば良い」と読み取ることが出来るような規定にならないよう「1以上」の規定を削除する修正案が提出されました。が、採決の結果、反対多数で否決され原案通り制定されました。

住民投票条例の制定

奥州市自治基本条例に基づき、市政に係る重要事項について直接住民の意思を確認するための住民投票の実施に関し、必要な事項を定めるものです。

これに対し、修正動議が5名の議員から提出されました。市の条例案は投票率の高低にかかわらず開票する規定であり、これを議会と市長は尊重すると示されています。

修正案は有権者の投票率50%未満の場合は開票せず、50%以上の投票率を成立要件としたもので賛成32、反対5で可決されました。

奥州市の住民投票発議案は、市民が有権者の6分の1以上の署名、議会は議員定数の12分の1以上の提案と出席議員の2分の1以上の賛成、市長は単独で住民投票実施

が可能となります。

50%の成立要件を定める事は、市長の権限が増大する可能性にあらかじめセーフティネットをかけておく必要があるということで、

1回当たりの住民投票費用は500万円程度とされていますが、投票率が50%に達しない場合は開票しないこととなります。

50%以上の場合、その結果は非常に重く、国内での同様の住民投票では議会や首長が反対した場合、リコール運動や議会解散が行われ混迷している例もあります。

採決では、「天皇陛下御即位20年奉祝パレード派遣実行委員会負担金」として補正計上された650万円が問題となりました。これは、実行委員会の要請を受け参加するもので、東北では奥州市の鹿踊りで、派遣費用は全て派遣者負担となっています。

「財政難のなか、全て派遣者側が負担する派遣には反対だ」とする討論と、「新生奥州市として勇壮な鹿踊りを披露する機会は再びない」として賛成の討論があり賛成多数で可決されました。

この他会期最終日に、一般会計補正予算が追加議案で提案され、雇用創出を主とするもので全会一致で可決されました。



補正予算のポイント

一般会計補正予算ならびに国民健康保険特別会計補正予算等11件の補正予算が提案されました。

一般会計補正予算では、農業振興事業経費6億8200万円減額、学校建設費1億1300万円減額する一方、地上デジタル対応テレビ、教員用パソコンなど学校用備品購入費1億7300万円などが計上され、全体で1億6700万円を減額する内容です。